

平成24年度第3回平塚市入札監視委員会会議録

開催日時	平成25年3月18日(月) 午前10時00分～正午
開催場所	平塚市役所 A会議室
出席委員	赤塚 健 委員長 守屋 和徳 委員 本間 重雄 委員 諸坂 佐利 委員
事務局	契約検査課、建築住宅課、道路整備課
傍聴者	なし

I 開会 赤塚委員長の進行で開会する。

II 議題1 入札・手続の運用状況について

発注工事総括表及び発注一覧表、指名停止一覧表について

【事務局より平成24年度第3・4四半期の発注工事、工事関係の委託について契約金額、落札率、指名停止の状況などを説明】

委員：高くなりがちの随意契約の平均落札率が低いのは何故か。(79.68%)

事務局：随契は3件あり、2件は高落札率だったが1件だけ50%台で落札された見積もり合わせの案件があり、平均が引き下げられた。

議題2 抽出案件の審議

委員長：それでは今回の抽出をされた諸坂委員から抽出理由を説明願います。

委員：(審議案件抽出理由説明書のとおり)

(1) 吉沢・土屋線交差点改良工事その4(座禅川橋)

委員長：それでは案件の審議に入ります。審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【道路整備課から工事の概要を説明】

【契約検査課から一般競争入札の条件、落札契約までの経緯を説明】

委員：予定価格、最低制限価格は事後公表とのことだが、依然として多数の同価格入札者によるくじ引きで落札者が決定されており、入札になっていないのではないか。

また、失格した業者の価格もそろっているようだが、「同じ入札に参加した業者が同じミスをしている」という現象について、市はどのようにとらえているか。

事務局：予定価格は公表していないが、設計書(金額抜き)や土木積算単価、最低制限価格の算出式は公表されているため、しっかりと調査・積算をした業者が予定価格を読み切り、かつ、受注のため

の努力として最低制限価格ギリギリで入札をしていくこと自体は問題と捉えていない。そういった業者が複数いるというのは市内業者の積算能力が向上しているものと考えられる。

なお、入札参加者からは入札時に必須資料として入札金額内訳書を提出させており、内容の確認を行っている。失格した業者が同じところでミスをしているということはなかった。

委員：最低制限価格は万円止めということだが、何千円何百円の単位まで細かく求めるようにはできないのか。そうすればくじ引きに残る業者数も減少するのでは。

事務局：百円止めなどにすることは可能だが、単価が公開されている以上、状況は大きく変わらないと推察される。積算単価を隠すのが一つの方法だが、国や県も公開しており、市としても一度公開した情報であるので現実的ではない。

こういった状況を踏まえ、価格だけに依らない総合評価方式の適用拡大を推進している。

委員：総合評価について。今年度から設計金額 5000 万円以上の工事すべてに総合評価を適用しているとのことだが、今回の案件はあと 36,500 円設計金額が高ければ総合評価の対象となっていた。あと少し業務を増やして 5000 万円にすればよかったのではないか。

事務局：総合評価を適用するか否かを金額で線引きすることは今年度から始めたが、そういった画一的な規格で判断する以上、ボーダーをどこに置いてもギリギリ総合評価にならない案件というのは生まれてしまう。

事務局：くじ引きによる落札決定について。業者にとっては気を揉む面もあるかと思うが、発注者である市としては、品質が担保される最小限度の支出で契約ができる最低制限価格で落札されるということはベストの結果と考えている。

委員：それは一理あるが、意図的と思われる辞退や失格等によりくじ引きをするのが数者になる、といった現象が頻発するようになると、これは公正さを疑われることになる。

事務局：不自然な辞退などがないか十分注視していきたい。

委員長：ほかに質問がなければ、次の案件に移りたいと思います。

(2) 道路補修工事その17 (長持29号線ほか2路線)

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【道路整備課から工事の概要を説明】

【契約検査課から一般競争入札の条件、総合評価入札制度を含め落札契約までの経緯を説明】

委員：高落札率案件だが、やはり土木工事なので積算は正確に出してくるのか。正確に出したうえで、最低制限価格ではなく予定価格に寄せて入札をしてきたということか。

事務局：土木積算による工事なので正確な積算はできると思う。比較的小さな工事であり、また場所の離れた現場を受け持つことになるので業者も金額を叩いてまでということにはならなかったのではないか。

委員：離れた現場を一つの案件として発注したのは何か理由があるのか。

事務局：発注時期が重なったためというのが主だが、工期末が決められていることや、まとめたほうが経費が安くなるなど、要因はいくつかあり、特に補修工事ではよくある。

委員：参加条件に「同日開札する下島枝線築造工事その13では落札者になれない」（近接工事要件）と示しているが、この案件の参加者で下島枝線築造工事その13に参加した者はいたのか。

事務局：発注ランクが違うので、どちらにも参加したものはいなかった。現実的には双方に同時参加することが不可能な場合でも公告時には近接工事要件は明記するようにしている。

委員長：ほかに質問がなければ、次の案件に移りたいと思います。道路整備課の方は退席して結構です。

(3) 市民病院整備事業（管理棟・救急棟ほか上屋解体工事）

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【建築住宅課から業務の概要を説明】

【契約検査課から一般競争入札の条件、落札契約までの経緯を説明】

委員：積算単価の公開された土木工事と違い、解体工事の時ほどのように積算をするのか。

事務局：積算は無く、事前に依頼した業者の見積もりによる。複数の見積もりを取り、こちらの仕様に適ったものであることを確認した上で最も安いものを参考にしている。一部トイレ改修や外構整備があるので、そちらは市の積算単価（一部非公表）により積算している。

委員：見積もり依頼業者は決まっているのか。また報酬は発生するのか。

事務局：決めていない。発注ごとに選定し、契約検査課の合議を経ている。報酬は支払っていない。

委員：今回の落札者は、事前に見積もりを取得した業者の一つか。

事務局：違います。

委員：見積もりを提出した3者はこの入札に実際に参加しているのか。

事務局：3者中1者が入札には参加しなかった。参加した2者は辞退している。

委員：見積もりを提出しているのに、実際発注されたら参加しない、辞退するというのはどうか。

事務局：今後の発注予定に病院建築工事が控えていることが背景にあると考えられ、納得のできる動きだと理解している。仮にこの解体工事を受注した場合、直後に発注されるであろう建築工事には近接要件ではじかれてしまうことになる。それを回避したのだろう。

委員：解体としては珍しい位の高額案件だが、大掛かりなものになるのか。

事務局：平塚市の解体工事としては近年で最も大規模なもので、既存部分を残すなど技術も求められる。

委員長：他に質問がなければ、次の案件に移りたいと思います。

(4) 競輪場メインスタンド整備事業（設計委託）

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【建築住宅課から業務の概要を説明】

【契約検査課から一般競争入札の条件、落札契約までの経緯等を説明】

委員：高額となったのは競輪場という施設の特殊性によるものか。

事務局：国の基準（国交省告示15号）に基づいて積算した結果による。

委員：その基準というのは公開されているのか。

事務局：市として公開していないが、大手の設計事務所は把握しているものと思われる。

委員：高額の場合にも関わらず、参加者は少ないように感じる。

事務局：参加条件で過去の実績や配置予定技術者の実績を高く求めたためと思われる。

委員：このような案件では総合評価は用いないのか。

事務局：国・県レベルではコンサルの総合評価を行っているが、市町村レベルではまだあまり実施されていない。当市も勉強中である。

委員：最低制限価格75%の根拠はあるのか。そもそも設定する必要性はあったのか。

事務局：コンサル関係は一律75%で全ての案件に設定している。最低制限価格を設定していない頃は低価格で落札したもののレスポンスが悪く、現場の担当者が苦勞するケースが多かった。ダンピングにもつながるため、最低制限価格で一定の水準を業者に求めることができる。

委員：低価格調査などをしっかりすれば品質は確保できるのではないか。

事務局：前述のコンサルの総合評価をまずは検討していきたい。

委員：入札書不着というステータスがあるが、どういうことか。ペナルティはあるのか。

事務局：参加申請をした業者が入札のタイミングになって入札をせず、また辞退の意思も示さなかったということ。特に罰則は設けていない。

委員長：他に質問がなければ、次の案件に移りたいと思います。建築住宅課の方は退席して結構です。

議題3 その他

委員長：その他ありましたらお願いします。

契約検査課からの報告は下記のとおり

- ・ 次回抽出委員について
- ・ 次回会議日程について

委員長：それでは以上で本日の審議を終了といたします。

契約検査課長：ご意見ありがとうございました。

以上
(16時30分閉会)